

株主各位

第28回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

目次

「会計監査人の状況」	P. 1
「業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況の概要」	P. 2
「連結株主資本等変動計算書」	P. 5
「連結注記表」	P. 6
「株主資本等変動計算書」	P. 20
「個別注記表」	P. 21

上記の情報につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載せず、インターネット上の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社トレジャー・ファクトリー

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 47,300千円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 47,300千円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役会による協議を経て、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初の株主総会において解任の旨及びその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項及び当社定款規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。会計監査人が、当社に対し損害賠償責任を負う場合において、会計監査人がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金200万円又は法令が定める額のいずれか高い額を当該損害賠償責任の限度とするものとしております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、企業行動憲章を制定し、当社及び子会社にこれを周知徹底する。
- ② 取締役会は、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、内部統制委員会を設置し、コンプライアンスに関連する方針の立案及び上申を行わせ、もって役員及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ③ 取締役会は、コンプライアンスに係る統括責任者として担当取締役を選任し、子会社を含めた全社的な管理を行う。
- ④ 監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報につき、文書管理規程及び情報管理規程等必要な規程を制定し、これらの規程等に従い情報を適切に保存及び管理するものとし、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事件、事故及び自然災害その他経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、内部統制委員会を設置し、想定されるリスクの洗い出しと予防策の策定、並びにリスクが発生した際の危機管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、各部門は当該計画の達成のために適切な運営活動を実施する。
- ② 取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。
- ③ 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- ④ 定例取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講ずる。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社管理規程その他関連規程に基づき、子会社から子会社の職務執行及び事業状況を報告させる。
 - ② 当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、当社及び子会社において、役職員に対するコンプライアンス教育、研修を継続的に実施する。
 - ③ 当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行う。
 - ④ 子会社の規模に応じて当社又は子会社にリスク管理体制を整備し、連携して情報共有を行うものとする。
 - ⑤ 当社内部監査室は、当社及び子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が求めた場合、監査役職務を補助する使用人を配置するとともに、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役と相談し、その意見を十分考慮して検討する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、部長等の指揮命令を受けない。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役求めに応じて当社及び子会社の業務執行状況及び内部監査の実施状況を報告する。
 - ② 取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - ③ 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に明記する。
- (9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、議事録、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ② 代表取締役は、監査役との間で適宜会合を持つ。
- ③ 監査役は、会計監査人と適宜会合を持ち、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る。
- ④ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、定期的に情報交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価し、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力と関係を持つことは、会社の事業継続に重大な影響を及ぼすものであるという考えの下、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりを持たないことを企業行動憲章において宣言する。
- ② 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を未然に防止するため、反社会的勢力排除規程を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。具体的には、不当要求防止責任者の設置及び講習の受講、反社会的勢力の排除を目的とする外部専門機関との連携、反社会的勢力に係る情報の収集及び報告体制の構築、事前審査の強化及び役職員向けの研修の実施等の取り組みを推進する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で定めた「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において定期的に見直すことにより、継続的な業務の適正の確保に努めております。

内部統制委員会の定期的な開催を通じて、内部統制システムの運用状況のモニタリング及び見出された問題に対する是正措置等を実施し、その結果を取締役会へ報告することにより、内部統制システムを適切に運用しております。

また、常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に会合を持つことにより、業務執行の状況を日常的に監視しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	521,183	456,183	4,148,547	△410,119	4,715,795
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	377,696	377,696			755,393
剰 余 金 の 配 当			△233,845		△233,845
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,710,544		1,710,544
自 己 株 式 の 取 得				△200,074	△200,074
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	377,696	377,696	1,476,699	△200,074	2,032,017
当 期 末 残 高	898,880	833,880	5,625,246	△610,193	6,747,812

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	3,987	3,987	162,819	13,360	4,895,963
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					755,393
剰 余 金 の 配 当					△233,845
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,710,544
自 己 株 式 の 取 得					△200,074
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△892	△892	△111,536	-	△112,428
当 期 変 動 額 合 計	△892	△892	△111,536	-	1,919,588
当 期 末 残 高	3,095	3,095	51,283	13,360	6,815,552

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社カインドオル

Treasure Factory (Thailand) Co.,Ltd.

株式会社GKファクトリー

株式会社ピックアップジャパン

株式会社トレファクテクノロジーズ

台灣寶物工廠股份有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社と連結決算日は一致しておりますが、Treasure Factory (Thailand) Co.,Ltd.及び台灣寶物工廠股份有限公司は決算日が11月30日であります。連結計算書類の作成に当たってはTreasure Factory (Thailand) Co.,Ltd.及び台灣寶物工廠股份有限公司の11月30日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（個別バーコード管理商品）…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（上記以外の商品）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。また、レンタル資産については定額法。なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～27年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	3～8年
レンタル資産	2年

無形固定資産……………定額法

のれんについては、その支出の効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法を採用し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

⑤ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社グループはリユース事業を営んでおり、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、当社グループは会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントは履行義務として識別し、使用実績率を考慮して算定した独立販売価格を算定して取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

また、当社グループが行う返品権付きの販売については、予想される返品部分に関しては変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、返品等が見込まれる対価を返金負債として計上し、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利を返品資産として認識することとしております。

⑦ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 返品権付きの販売

当社グループが行う返品権付きの販売については、従来、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、予想される返品部分に関しては変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識しない方法に変更しております。これに伴い、返品されると見込まれる商品の対価を「返金負債」に、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利として認識した資産を「返品資産」として計上しております。

(2) ポイントに係る収益認識

会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスを提供する当社グループが運営するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる負担額を引当金として計上する方法によっておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。これに伴い、期末日時点で未充足の履行義務に係る対価を「契約負債」に含めて計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社グループが行った、連結計算書類作成における重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、次のとおりであります。

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産・無形固定資産・投資その他の資産の合計：4,962,004千円

うちリユース事業に関する店舗資産の合計：2,189,084千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、主要な事業としてリユース事業を営んでおり、減損の兆候を判定するに当たっては、原則として店舗資産単位を資産グループとしてグルーピングしており、連結会計年度の末日に店舗ごとに減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が認められる店舗については、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、当社グループの直営店206店舗のうち、一部の店舗で減損の兆候が認められております。それはドミナント戦略を行っている地域以外では、未だ店舗数が少なく知名度が高くないことから、店舗の収益性が低い傾向にあり、そのような店舗を中心に営業損益が継続的にマイナスになったことなどによるものです。

減損損失の認識の要否の判定において使用される割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された翌期の事業計画を基礎として、個別店舗の売上成長率、売上総利益率及び販売費及び一般管理費の予測を主要な仮定として織り込んで作成しておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の営業実績が見積りと異なった場合には、減損損失の計上に伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品：5,087,219千円

② 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、商品の評価について、正味売却価額が取得原価を下回る場合には、取得原価を正味売却価額まで減額しております。加えて、滞留による収益性の低下の事実を反映するために、仕入年度から一定の期間を超える商品を滞留在庫として帳簿価額を切り下げております。

滞留による収益性の低下の判断においては、直近の販売実績や今後の需要予測に照らした販売可能性、及び滞留在庫の判定に用いた一定の期間を主要な仮定としていますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の販売実績が見積りと異なった場合、帳簿価額の切り下げに伴い、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	20,385千円
土地	141,555千円
計	161,941千円

上記物件は長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及び短期借入金140,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,800,764千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数……………普通株式12,161,900株

(2) 自己株式の種類及び総数……………普通株式 576,100株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	100,029千円
・1株当たり配当金額	9.0円
・基準日	2022年2月28日
・効力発生日	2022年5月31日

② 配当金支払額等

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	133,816千円
・1株当たり配当金額	12.0円
・基準日	2022年8月31日
・効力発生日	2022年11月1日

③ 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	289,645千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	25.0円

(4) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の

目的となる株式の種類及び数 ……普通株式 361,800株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが顧客のクレジットカード決済による売上代金の未収金であります。敷金及び保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、クレジット会社以外の顧客への売上債権が発生した場合には、顧客ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な顧客の信用状況を把握する体制をとっております。

敷金及び保証金については、契約締結前に契約先の信用状況及び対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2023年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	1,941,075	1,873,354	△67,720
資産計	1,941,075	1,873,354	△67,720
(1) 長期借入金	2,340,225	2,341,157	932
負債計	2,340,225	2,341,157	932

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「2. 金融商品の時価等に関する事項」の表中には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,613

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び差入保証金	—	1,873,354	—	1,873,354
資産計	—	1,873,354	—	1,873,354
長期借入金	—	2,341,157	—	2,341,157
負債計	—	2,341,157	—	2,341,157

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	リユース事業		
店舗	22,683,055	—	22,683,055
E C	3,694,738	549,075	4,243,813
その他	1,121,372	164,701	1,286,074
外部顧客への売上高	27,499,166	713,777	28,212,943

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、レンタル事業、システム事業、不動産事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 返品資産、返金負債及び契約負債の残高等（単位：千円）

	当連結会計年度 期末残高
返品資産	11,240
返金負債	37,008
契約負債	79,565

契約負債は発行したポイントに配分された取引価格であり、ポイントが利用されることで収益として認識されます。

また、返品条件付きで販売している商品については、顧客は返品権を有しているため、収益を認識する際に返品されると見込まれる部分については収益を認識せずに、返金負債及び返品資産を認識することとしております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 291.34円

1株当たり当期純利益 76.31円

(注) 当社は、2023年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権 (有償ストック・オプション) の付与)

当社は、2023年4月12日開催の取締役会において、新株予約権 (有償ストック・オプション) の発行について、決議しております。

(1) 新株予約権の発行目的

中長期的な当社グループの企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

①新株予約権の数	: 7,110個
②発行価額	: 新株予約権1個につき 5,761円
③申込期日	: 2023年4月25日
④新株予約権の割当日	: 2023年4月28日
⑤払込期日	: 2023年4月28日

(3) 新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数	: 普通株式711,000株 (新株予約権1個につき100株)
②行使価額	: 1株当たり1,289円
③発行総額	: 957,439,710円

(4) 行使期間 : 2024年6月1日から2025年5月31日

(5) 行使条件

① 新株予約権者は、2024年2月期における、参照指数 (監査済みの当社連結損益計算書の経常利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額及びM&A実行時の外部アドバイザーに対する報酬・手数料等を加算した額をいい、以下同様とする) 及び売上高が下記 (a)、(b) 及び (c) に掲げる条件を満たした場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合 (以下、「行使可能割合」という。) の個数を2024年2月期有価証券報告書提出日の翌月の1日以降より行使することができる。上記の参照指数の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正参照指数をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 2024年2月期の参照指数が4,014百万円以上かつ売上高が32,473百万円以上の場合、行使可能割合20%

(b) 2024年2月期の参照指数が4,348百万円以上かつ売上高が33,104百万円以上の場合、行使可能割合70%

(c) 2024年2月期の参照指数が5,017百万円以上かつ売上高が34,050百万円以上の場合、行使可能割合100%

② 上記①の条件達成にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から権利行使開始日までの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の75%を下回った場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。

③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社 (財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。) の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の割当対象者及び数

当社取締役	4名	4,650個
当社従業員	70名	2,460個

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2023年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2023年3月1日付で株式分割及び定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

株式分割を行ない、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2023年2月28日(火曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	: 12,161,900株
②今回の分割により増加する株式数	: 12,161,900株
③株式分割後の発行済株式総数	: 24,323,800株
④株式分割後の発行可能株式総数	: 56,320,000株

(3) 株式分割の日程

①基準日公告日	: 2023年2月13日(月曜日)
②基準日	: 2023年2月28日(火曜日)
③効力発生日	: 2023年3月1日(水曜日)

(4) 新株予約権の権利行使価額の調整

株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり権利行使価額を2023年3月1日以降、下記のとおり調整いたします。

新株予約権	取締役会決議日	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第6回新株予約権	2021年4月14日	1,058円	529円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年3月1日（水曜日）をもって、当社定款を以下のとおり一部変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>28,160,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>56,320,000株</u> とする。

(3) 変更の日程

効力発生日 : 2023年3月1日（水曜日）

4. その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際しては資本金の増加はありません。

②株主優待について

株式分割に伴い、株主優待制度の変更を行います。詳しくは、2023年2月10日公表の「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、変更後の制度は、2024年2月末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様から、変更後の基準に基づき実施いたします。2023年2月末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様には、現行基準に基づき実施いたします。

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行及び総合的な株主還元の実現を図るという観点から、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 200,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.86%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200百万円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2023年4月13日～2023年4月20日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付 |

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2023年4月19日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議するとともに、本制度の導入に関する議案を2023年5月24日開催予定の第28回定時株主総会に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

2. 本制度の概要

本制度に基づき、対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年30,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が岡三証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

12. 減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 (千円)
埼玉県	店舗	建物及び構築物、その他	12,958
千葉県	店舗	建物及び構築物、その他	14,740
大阪府	店舗	建物及び構築物、その他	38,492
福岡県	店舗	建物及び構築物、その他	31,533
群馬県	店舗	建物及び構築物、その他	27,224
合計			124,949

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位として、店舗を基本単位としてグループピングをしております。

当該店舗は、共通費負担後の営業損益で営業損失が継続しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る店舗及び退店の意思決定をした店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（124,949千円）として計上しております。

その内訳は、建物及び構築物105,450千円、その他19,498千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	521,183	456,183	456,183	3,926,523	3,926,523	△410,119	4,493,771
当 期 変 動 額							
新株の発行（新株予約権の行使）	377,696	377,696	377,696				755,393
剰余金の配当				△233,845	△233,845		△233,845
当期純利益				1,310,495	1,310,495		1,310,495
自己株式の取得						△200,074	△200,074
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	377,696	377,696	377,696	1,076,650	1,076,650	△200,074	1,631,968
当 期 末 残 高	898,880	833,880	833,880	5,003,173	5,003,173	△610,193	6,125,739

	新 株 予 約 権	純 資 産 計
当 期 首 残 高	162,819	4,656,591
当 期 変 動 額		
新株の発行（新株予約権の行使）		755,393
剰余金の配当		△233,845
当期純利益		1,310,495
自己株式の取得		△200,074
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△111,536	△111,536
当期変動額合計	△111,536	1,520,431
当 期 末 残 高	51,283	6,177,022

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品（個別バーコード管理商品）…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（上記以外の商品）……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。また、レンタル資産については定額法。なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～27年

構築物 3～20年

工具、器具及び備品 2～13年

レンタル資産 2年

無形固定資産……………定額法

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社はリユース事業を営んでおり、店舗における顧客への商品引き渡し時点において顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該引き渡し時点で収益を認識しております。

なお、当社は会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントは履行義務として識別し、使用実績率を考慮して算定した独立販売価格を算定して取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

また、返品条件付きで販売している商品については、顧客は返品権を有しているため、収益を認識する際に返品されると見込まれる部分については収益を認識せずに、返金負債及び返品資産を認識することとしております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

(1) 返品権付きの販売

当社が行う返品権付きの販売については、従来、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、予想される返品部分に関しては変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識しない方法に変更しております。これに伴い、返品されると見込まれる商品の対価を「返金負債」に、返金負債の決済時に顧客から商品を回収する権利として認識した資産を「返品資産」に計上しております。

(2) ポイントに係る収益認識

会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスを提供する当社が運営するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる負担額を引当金として計上する方法によっておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。これに伴い、期末日時点で未充足の履行義務に係る対価を「契約負債」に含めて計上しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当事業年度の損益に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社が行った、計算書類作成における重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、次のとおりであります。

(1) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産・無形固定資産・投資その他の資産の合計：5,494,057千円

うちリユース事業に関する店舗資産の合計：1,609,154千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記に記載した内容と同一であるため、記載を省略しております。

(2) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品：3,757,100千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記に記載した内容と同一であるため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	20,385千円
土地	141,555千円
計	161,941千円

上記物件は長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及び短期借入金140,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,267,645千円

(3) 偶発債務に関する注記

関係会社の金融機関からの借入金に対する保証

株式会社カインドオール	480,479千円
株式会社ピックアップジャパン	396,672千円
株式会社トレファクテクノロジーズ	30,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

金銭債権	234,476千円
金銭債務	37,531千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	30,451千円
仕入高	409千円
販売費及び一般管理費	166,968千円
営業取引以外の取引高	122,445千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数……普通株式 576,100株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な要因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	40,638千円
未払事業所税	12,115千円
賞与引当金	132,390千円
減損損失	162,331千円
資産除去債務	180,938千円
商品評価損	7,108千円
株式報酬費用	15,493千円
その他	76,846千円
繰延税金資産小計	627,861千円
評価性引当額	△207,558千円
繰延税金資産合計	420,303千円

繰延税金負債

返品資産	△3,441千円
資産除去債務に対応する資産	△61,544千円
繰延税金負債合計	△64,986千円
繰延税金資産の純額	355,317千円

9. 関連当事者に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 カインドオル	所有 直接100.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証	480,479	—	—
子会社	株式会社 ピックアップ ジャパン	所有 直接100.0%	債務保証 役員の兼任	債務保証	396,672	—	—
子会社	Treasure Factory (Thailand) Co., Ltd.	所有 直接 49.9%	資金の貸付 役員の兼任	資金の返済	13,711	その他 流動資産 関係会社 長期貸付金	12,188 158,141

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 債務保証については、銀行からの借入につき行ったものであり、期末残高を記載しております。
なお、保証料は受け入れておりません。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
なお、担保は受け入れておりません。
- 関係会社長期貸付金に対し22,100千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、65,200千円の貸倒引当金戻入益を営業外収益として計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	野坂英吾	(被所有) 直接 34.32%	当社 代表取締役	新株予約権の権 利行使(注1)	317,400 (600千株)	—	—
				自己株式の取得 (注2)	171,802	—	—
役員	野坂淳	(被所有) 直接 3.79%	当社 専務取締役	新株予約権の権 利行使(注1)	42,320 (80千株)	—	—
役員	澤田卓	(被所有) 直接 0.52%	当社取締役	新株予約権の権 利行使(注1)	21,160 (40千株)	—	—
役員	小林英治	(被所有) 直接 0.53%	当社取締役	新株予約権の権 利行使(注1)	20,102 (38千株)	—	—
重要な 子会社 の役員	鶴田敦	(被所有) 直接 0.24%	子会社 取締役	新株予約権の権 利行使(注1)	10,580 (20千株)	—	—

(注1) 2021年4月14日開催の当社取締役会の決議により付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与

株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(注2) 自己株式の取得における株価は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNet-3) に基づき決定しております。

(注3) 当社は、2023年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	264.36円
-----------	---------

1株当たり当期純利益	58.46円
------------	--------

(注) 当社は、2023年3月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施しております。なお、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類の連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

13. 減損損失に関する注記

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 (千円)
埼玉県	店舗	建物及び構築物、その他	12,958
千葉県	店舗	建物及び構築物、その他	14,740
大阪府	店舗	建物及び構築物、その他	38,492
福岡県	店舗	建物及び構築物、その他	31,533
群馬県	店舗	建物及び構築物、その他	27,224
合計			124,949

当社は、独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングをしております。

当該店舗は、共通費負担後の営業損益で営業損失が継続しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る店舗及び退店の意思決定をした店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少価額を減損損失（124,949千円）として計上しております。

その内訳は、建物及び構築物105,450千円、その他19,498千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。